# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種 の実施に関する事務 全項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務の特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

柏市長

### 個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

#### 公表日

[平成30年5月 様式4]

# 項目一覧

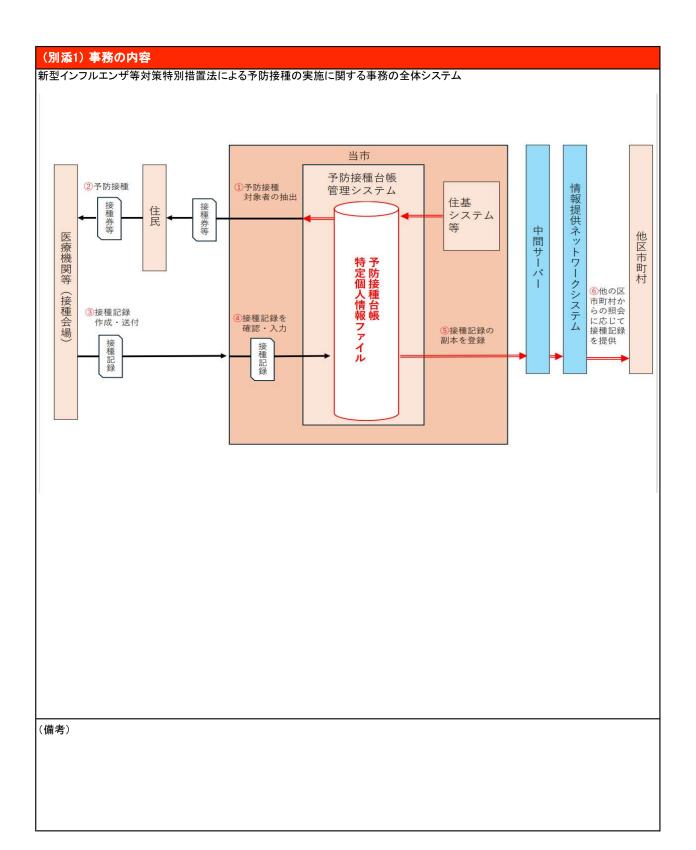
I 基本情報
(別添1)事務の内容
Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要
(別添2)特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI評価実施手続
(別添3)変更箇所

### I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の内容 ※	本市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や、住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。番号法第19条第8号に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。具体的には、特定個人情報ファイルを次の事務に使用する。 ①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定 ②予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③照会申請による転入者・予診票紛失者への予診票発行等 ⑤予防接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給
③対象人数	<選択肢>
2. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務において使用するシステム
システム1	
①システムの名称	保健所情報システム
②システムの機能	<ul> <li>予防接種台帳管理(予防接種履歴の管理,対象者への個別通知,統計処理)</li> <li>・転出/死亡時等のフラグ設定</li> <li>・他市区町村への接種記録の照会・提供</li> </ul>
③他のシステムとの接続	[ O ] 情報提供ネットワークシステム [ O ] 既存住民基本台帳システム [ O ] 既存住民基本台帳システム [ O ] 宛名システム等 [ D ] 税務システム [ O ] での他 ( )

システム2~5		
システム2		
①システムの名称	共通宛名システム	
②システムの機能	1. 宛名管理機能 住民記録システム既存住民基本台帳システムより情報移転を行い4情報(氏名,性別,生年月日,住所),その他住民票関係情報を記録する。住登外者の宛名項目(氏名及び名称,性別,生年月日,住所など)の作成・管理をする。 2. 個人番号の保護機能 個人番号の保護を行うため認証の制御や暗号化をする。 3. 宛名連携機能 同一人の宛名番号を紐付する機能を有し,宛名番号の関連付けしたデータを作成・管理する。中間サーバーとの連携時には,紐付した宛名番号から団体内宛名番号を取得する。 4. 団体内宛名統合機能 提供を行うため税務システム等から提供するデータを受け,中間サーバーへ送信する。情報の照会を行うため税務システム等からの要求情報を受け,中間サーバーへ送信し結果を受信をする。符号付番の際に符号と紐付ける団体内統合宛名番号を中間サーバーへ送信する。団体内宛名番号と4情報(氏名,性別,生年月日,住所)を管理し,中間サーバーからの要求に対応する。 5. 中間サーバー連携機能 中間サーバー連携機能 中間サーバーとの連携によりデータの送信・受信を行う。データの送信・受信を行った結果の情報を取得・管理する。	
	[〇]情報提供ネットワークシステム [〇]庁内連携システム	
③他のシステムとの接続	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ 〇 ] 既存住民基本台帳システム	
	[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム	
	[ ]その他 ( )	
システム3		
①システムの名称	中間サーバー	
②システムの機能	1. 符号管理機能は、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能情報服会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3. 情報提供機能情報提供機能情報提供機能情報提供機能は、情報提供表ットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4. 既存システム接続機能中間サーバーと既存システム、宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5. 情報提供等記録管理機能特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6. 情報提供データベース管理機能特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 7. データ送受信機能中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8. セキュリティ管理機能中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。	
③他のシステムとの接続	[ O ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 庁内連携システム [ ] 既存住民基本台帳システム [ O ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ ] その他 ( )	

システム4		
①システムの名称		
②システムの機能		
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム [ ]宛名システム等 [ ]税務システム [ ]その他 ( )	
システム6~10		
システム11~15		
システム16~20		
3. 特定個人情報ファイルタ	名	
予防接種の実施及び履歴管理	<b>『ファイル</b>	
4. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	予防接種の対象者及び接種履歴を正確に把握し、適正な管理を行うため。	
②実現が期待されるメリット	新型インフルエンザ等蔓延防止	
5. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表の126の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年内閣府、総務省令第5号) ・第67条の2 3 番号法第19条第6号	
6. 情報提供ネットワークシ		
①実施の有無	<選択肢> [ 実施する ] 1)実施する 2)実施しない 3)未定	
②法令上の根拠	1 番号法第19条第8号 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号) ・省令第2条の表 25,26,27,28,29,153,154の項	
7. 評価実施機関における担当部署		
①部署	柏市健康医療部健康増進課	
②所属長の役職名	課長	
8. 他の評価実施機関		



# Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

### 1. 特定個人情報ファイル名

予防接種の実施及び履歴管理ファイル

	①ファイルの種類 ※ 「システム用ファイル	2. 基本		
10万人以上10万人未満   2)1万人未満   2)1万人以上10万人未満   3)10万人以上100万人未満   3)10万人以上100万人未満   3)10万人以上100万人未満   3)10万人以上100万人未満   3)10万人以上100万人未満   3)100万人以上100万人未満   5)1000万人以上   500万人以上   500万人未满   5)1000万人未满   5)1000万人未满   5)1000万人未满   5)1000万人未满   5)1000万人未满   5)1000万人未满   5)100万人未满   5)100万人未成	1) 1万人未満   1 1万人大未満   2) 1万人以上100万人未満   3) 10万人以上100万人未満   3) 10万人以上100万人未満   3) 10万人以上100万人未満   3) 10万人以上100万人未満   3) 10万人以上100万人未満   5) 1,000万人以上   100万人以上   10万人以上   100万人以上   10万人以上   10万人以一直   10万人以一直	①ファイルの種類 ※		「 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
その必要性   予防接種に関する業務実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。   (	その必要性 予防接種に関する業務実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。  《選択肢〉 1) 10項目以上50項目未満 2) 10項目以上50項目未満 4) 100項目以上 1) 10項目以上100項目未満 4) 100項目以上 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 100項目以上 100項目以上 50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 100項目以上 100項目以上 50項目未満 4) 100項目以上 100項目以上 50項目未満 4) 100項目以上 100項目以上 50項目未満 4) 100項目以上 100項目以上 50項目未満 5) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 100項目以上 50項目未満 5) 50項目以上50項目未満 4) 100項目以上 50項目未満 5) 50項目以上50項目未満 5) 50項目以上50項目未満 5) 50項目以上50項目未満 5) 50項目以上50項目未満 5) 50項目報 [○] その他住民票関係情報 [○] 連絡先(情報 [○] 連絡先(情報 [○] 連絡上で再を関係情報 [○] 連絡上で再を関係情報 [○] 連絡上で再を関係情報 [○] 連絡上で再を関係情報 [○] 連絡上で再を関係情報 [○] 連絡上で再を関係情報 [○] 連絡上で再をより的確に行うために必要である。 ・その世識別情報(内部番号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	②対象と	なる本人の数	1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 3)10万人以上100万人未満 3)10万人以上1,000万人未満 4)100万人以上1,000万人未満
(選択肢> 1) 10項目以上50項目未満 2) 10項目以上50項目未満 4) 100項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 50項目未満 4) 100項目以上 50項目未満 4) 100項目以上 50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 50項目未満 4) 100項目以上 50項目未満 4) 100項目以上 50項目未満 50項目以上 50項目以上 50項目未満 50項目以上 50項目以上 50項目以上 50項目未満 50項目以上 50項目未満 50項目以上 50項目以上 50項目以上 50項目以上 50項目未満 50項目以上 50項目未満 50項目以上 50項目以上 50項目未満 50項目以上 50项目以上 50可列目以上 5	(選択肢〉 1) 10項目以上50項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目よ素 4) 100項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 (100項目以上 50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 50項目未満 5) 50項目以上 50項目未満 5) 50項目以上 50項目未満 4) 50項目以上 50項目未満 5) 50項目以上 50項目以上 50項目未満 4) 50項目以上 50項目以上 50項目以上 50項目未満 4) 50項目以上 50項目未満 4) 50項目以上 50項目以上 50項目未満 4) 50項目以上 50項目以上 50項目以上 50項目以上 50項目 4) 50項目以上 50項目 50項目以上 50項目以上 50項目 50可目以上 50项目以情報 (回)	③対象と	なる本人の範囲 ※	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく接種対象者
10項目以上50項目未満	(金配録される項目 [ 10項目以上50項目未満 ] 1) 10項目出来満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 (100項目以上 100項目以上 100項目 100可目以上 100项目 100可目以上 100项目 100可目以上 100项目 100可目以上 100项目 100可目 100可目以上 100项目 100可用 100项目		その必要性	予防接種に関する業務実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。
この   個人番号	[〇]個人番号 [〇]個人番号対応符号 [〇]その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [〇]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [〇]連絡先(電話番号等) [ ]その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [ ]国税関係情報 [ ]地方税関係情報 [ ]陸摩・医療関係情報 [ ]医療保険関係情報 [ ]児童福祉・子育て関係情報 [ ]障害者福祉関係情報 [ ]雇用・労働関係情報 [ ]介護・高齢者福祉関係情報 [ ]雇用・労働関係情報 [ ]年金関係情報 [ ]学校・教育関係情報 [ ]災害関係情報 [ ]年金関係情報 [ ]学校・教育関係情報 [ ]災害関係情報 [ ]をの他 ( )  ○識別情報 ・個人番号、個人番号対応符号・・・手続時点において同一人の確認・特定をより的確に行うために必要である。 ・その他識別情報(内部番号)・・・庁内連携システムで利用する識別情報(世帯コード・個人コード)についても本人特定の他、庁内他事務のシステムと必要な情報を連携するために必要である。 ○連絡先等情報 連絡先(電話番号等)については、届出(申請)者に対する届出内容の確認、問合せのために必要である。 ○英務関係情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	④記録さ	れる項目	│ 「
・個人番号,個人番号対応符号・・・手続時点において同一人の確認・特定をより的確に行うために必要である。 ・その他識別情報(内部番号)・・・庁内連携システムで利用する識別情報(世帯コード・個人コード)についても本人特定の他,庁内他事務のシステムと必要な情報を連携するために必要である。 ○連絡先等情報 ・4情報、連絡先(電話番号等)については、届出(申請)者に対する届出内容の確認、問合せのために必要である。 ○業務関係情報 ・健康・医療関係情報・・・予防接種情報は、予防接種の適切な実施及び接種履歴の管理をするために必要である。 ・生活保護・社会福祉関係情報・・・生活保護受給者については、予防接種費用が免除対象となるので、生活保護の受給状況に関する情報が必要である。	・個人番号,個人番号対応符号・・・手続時点において同一人の確認・特定をより的確に行うために必要である。 ・その他識別情報(内部番号)・・・庁内連携システムで利用する識別情報(世帯コード・個人コード)についても本人特定の他,庁内他事務のシステムと必要な情報を連携するために必要である。 〇連絡先等情報 ・4情報,連絡先(電話番号等)については,届出(申請)者に対する届出内容の確認,問合せのために必要である。 〇業務関係情報 ・健康・医療関係情報・・・予防接種情報は,予防接種の適切な実施及び接種履歴の管理をするために必要である。 ・生活保護・社会福祉関係情報・・・生活保護受給者については,予防接種費用が免除対象となるので,		主な記録項目 ※	[○]個人番号 [○]個人番号対応符号 [○]その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○]連絡先(電話番号等) []その他住民票関係情報 (]国税関係情報 []地方税関係情報 [○]健康・医療関係情報 []医療保険関係情報 []児童福祉・子育て関係情報 []障害者福祉関係情報 [○]生活保護・社会福祉関係情報 []介護・高齢者福祉関係情報 [○]生活保護・社会福祉関係情報 []介護・高齢者福祉関係情報 []雇用・労働関係情報 []年金関係情報 []学校・教育関係情報 []災害関係情報
⑤保有開始日 令和8年4月			その妥当性	・個人番号,個人番号対応符号・・・手続時点において同一人の確認・特定をより的確に行うために必要である。 ・その他識別情報(内部番号)・・・庁内連携システムで利用する識別情報(世帯コード・個人コード)についても本人特定の他、庁内他事務のシステムと必要な情報を連携するために必要である。 ○連絡先等情報 ・4情報、連絡先(電話番号等)については、届出(申請)者に対する届出内容の確認、問合せのために必要である。 ○業務関係情報 ・健康・医療関係情報・・・予防接種情報は、予防接種の適切な実施及び接種履歴の管理をするために必要である。 ・生活保護・社会福祉関係情報・・・生活保護受給者については、予防接種費用が免除対象となるので、
	全ての記録項目 別添2を参照。		全ての記録項目	別添2を参照。
<b>②本教机业如果</b>	<b>⑤保有開始日</b> 令和8年4月	5保有開始日		令和8年4月
<del>り事務担当部者                                    </del>	<mark>⑥事務担当部署</mark> 柏市健康医療部健康増進課	⑥事務担当部署		柏市健康医療部健康増進課

3. 特定個人情報の入手・使用				
			[O]本人又は本人の代理人	
①入手元 ※			[〇]評価実施機関内の他部署 ( 市民生活部 市民課 )	
	w		[ ]行政機関・独立行政法人等 ( )	
①人士元	* **		[ ]地方公共団体・地方独立行政法人 ( )	
			[ ]民間事業者 ( )	
			[ ]その他( )	
			[O]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ	
@1 <b>#</b> +	-24		[ ]電子メール  [ ]専用線    [〇]庁内連携システム	
②入手方	法		[  ]情報提供ネットワークシステム	
			[ ]その他 ( )	
③入手の時期・頻度		頂度	住民基本情報: (入手元)市民生活部市民課 (入手頻度・時期)パッチ処理による日時連携 (入手方法)庁内連携システム 接種記録: (入手元)接種を行った医療機関又は本人等 (入手規度・時期)入手元が医療機関の場合は月1回,入手元が本人等の場合は随時 (入手方法)郵送あるいは持ち込み 健康被害救済の申請: (入手元)接種を行った本人等 (入手頻度・時期)随時 (入手方法)紙	
④入手に係る妥当性		当性	・住民基本情報:庁内連携システムを使用して入手する住民基本情報については,本人等からの申請受けた都度入力する必要があり,法令等に基づく接種対象者であることの確認を行うものである。 ・接種記録: 医療機関や本人等から入手する接種記録については,予防接種法施行規則第3条に示されているとおり,記録・保管することを目的に入手するものである。 ・予防接種による健康被害救済の申請については,予防接種法施行規則第10条及び第11条に基づいて入手している。	<u> </u>
⑤本人への明示			・庁内連携システムの場合は、番号法第19条8号及び予防接種法施行規則に基づき取得・利用している。 ・医療機関又は本人から入手する場合は、本人等が記入する予診票にも、市へ接種記録を提出されることを明記し、署名を得ている(予防接種法施行規則第3条)。 ・予防接種による健康被害救済の申請については、予防接種法施行規則第10条及び第11条に明記しいる。	5
⑥使用目的 ※			接種対象者の接種要件等を把握する必要があるため	
変更の妥当性		妥当性		
⑦使用の主	3	使用部署	健康医療部健康増進課	
		使用者数	<選択肢>	

⑧使用方法 ※		I 対象者抽出事務:対象者を抽出する。 Ⅱ 予防接種管理事務:個人の予防接種の接種情報を入力する。 Ⅲ予防接種情報取込:予防接種の接種情報(パンチデータ)を取込する。 IV予防接種照会事務:住民からの問い合わせなど、接種別や接種履歴を照会し、回答する。 V 転入者処理:転入者があった場合、過去の接種歴などから予防接種の予診票を印刷する。
	情報の突合 ※	・4情報を確認して、対象者を決める。【上記 I】 ・4情報を確認して、接種済み対象者の情報とシステム上のその他内部番号と突合し、予防接種の接種 有無を管理する。【上記 II、III】 ・市民からの問い合わせ時、4情報や住民票関係情報と突合し、接種別や全接種の履歴を照会し、回答 する。【上記IV】 ・住民票関係情報と突合して、転入者の把握、過去の接種歴などから予防接種の予診票を印刷する。 【上記 V】
	情報の統計分析 ※	特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。
	権利利益に影響を 与え得る決定 ※	該当なし
9使用開始日		令和8年4月1日

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		(選択肢>)         ( 1) 委託する 2) 委託しない         ( 1) 件	
委託	事項1	健康管理システム運用管理業務	
①委託	E内容	保健衛生システムの運用管理、バッチ処理、障害対応及び軽微な仕様変更等を行うシステム運用維持管理業	
	いを委託する特定個 ファイルの範囲	<選択肢>	
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の 範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様	
	その妥当性	システムの運用管理、およびバッチ処理を行う上で、特定個人情報ファイルを扱う必要があるため。	
③委託	E先における取扱者数	<選択肢>	
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ <b>O</b> ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモ [ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法		下記「⑥委託先名」に記載のとおり。	
⑥委託先名		株式会社両備システムズ	
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1)再委託する 2)再委託しない	
再 委 託	⑧再委託の許諾方法		
	9再委託事項		

委託事項2			
①委託	托内容		
	吸いを委託する特定個 ファイルの範囲	<選択肢>	
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>		
	その妥当性		
③委言	<b>毛先における取扱者数</b>	<選択肢>	
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ]専用線       [ ]電子メール       [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ]フラッシュメモ       [ ]紙         [ ]その他 ( )       )	
⑤委言	<b>毛先名の確認方法</b>		
<b>⑥委</b> 診	<del>〔</del> 先名		
⑦再委託の有無 ※		<選択肢> [ 1) 再委託する 2) 再委託しない	
再 - 委 託	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項6~10			
委託事項11~15			
委託	委託事項16~20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[ <b>O</b> ] 提供を行っている (	
提供·物料/07有無	[ ] 行っていない	
提供先1	特定個人番号利用事務を処理する者として主務省令で定めるもの	
①法令上の根拠	1 番号法第19条第8号 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号) ・省令第2条の表	
②提供先における用途	主務省令で定める用途	
③提供する情報	主務省令で定める利用特定個人情報	
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲」と同上	
⑥提供方法	[ O ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )       )	
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	
提供先2~5		
提供先6~10		
提供先11~15		
提供先16~20		
移転先1		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 3) 10万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲		
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑦時期·頻度		

移転先2~5			
移転先6~10			
移転先11~15	移転先11~15		
移転先16~20	)		
6. 特定個人情	青報の保管・済	肖去	
6. 特定個人情報の保管・		〈本市における措置〉 1 入退室管理装置及び監視カメラを設置し、かつ専用の室に設置した使用目的別のサーバに保管する。サーバはパスワード等により保護する。 2 予防接種関係届(申出)書等の関係帳票については、入退室管理をする執務室内において鍵付きの書庫等で管理する。 〈中間サーバ・プラットフォームにおける措置〉 1 中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 2 特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 〈ガバメントクラウドにおける措置〉 ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	
②保管期間	期間	く選択肢> 1)1年未満 2)1年 3)2年 1 3年 5)4年 6)5年 [ 5年 ] 7)6年以上10年未満 8)10年以上20年未満 9)20年以上 10)定められていない	
	その妥当性	予防接種法施行規則第3条に,予防接種に関する記録は少なくとも5年間保存しなければならないと規定されており,妥当である。	
③消去方法		くシステムにおける措置>・ワクチンにより、接種回数及び接種間隔が定まっており、かつ接種対象年齢が幅広いため、問い合わせに対応する必要があることから、接種歴は消去しないが、連携する住民記録台帳システムの情報が消去された場合には、提供できなくなる。 く紙媒体における措置>・保管期限を過ぎた紙媒体(予防接種予診票等)は、庁内の機密文書の一斉廃棄により溶解処理をしている。 くガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。	
		③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	
7. 備考			

(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	
<-> 下的接種>	
· 氏名 · 生年月日	
·生年月日 ·性別	
•住所 •年齢	
・連絡先(電話番号)	
·住民日 ·宛名番号	
·世帯番号 ·団体内統合宛名番号	
│•団体内統合宛名番号 │•接種名称	
▎・期,回数	
・接種日	

## Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1®を除く。)

#### 1. 特定個人情報ファイル名

予防接種の実施及び履歴管理ファイル

予防接種の実施及び履歴管理	
	情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)
リスク1: 目的外の入手が行:	われるリスク T
対象者以外の情報の入手を 防止するための措置の内容	・情報の入手にあたっては、定型の様式を用いるため、個人番号を含め必要な情報以外を入手することはない。 ・他団体からの情報入手の際は、基本4情報をもとに柏市の対象者と合致するか確認している。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内 容	届出・申請用紙等について,定められた様式で提出されることから,必要以外の情報が記載できない書式となっている。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<選択肢> 「 十分である ] 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入っ	手が行われるリスク
リスクに対する措置の内容	情報の入手にあたっては、定型の様式を用いるため、個人番号を含め必要な情報以外を入手することにない。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情	青報が不正確であるリスク
入手の際の本人確認の措置 の内容	情報の入手にあたっては、定型の様式を用いるため、個人番号を含め必要な情報以外を入手することにない。
個人番号の真正性確認の措 置の内容	・転入時等に、個人番号カード等の提示を受け、本人確認及び個人番号の確認を行う。 ・住民登録外者の場合は、住民基本台帳ネットワークを通して住民登録地である自治体へ個人番号を思会し、本人確認情報との対応付けを行う。
特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	・窓口での聴聞や添付書類との整合性から正確性を担保する。 ・情報の入力・削除・訂正を行う場合には処理者と点検者を分け、二重チェックを行うことにより正確性を担保する。 ・正確性に疑義が生じた場合は、予防接種法及び同法施行令等に基づき、適宜調査を行い、必要に応てデータを修正することにより正確性を担保する。 ・入手した特定個人情報について、保持している特定個人情報と突合を行うことにより正確性を担保する。
その他の措置の内容	_
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個.	人情報が漏えい・紛失するリスク
リスクに対する措置の内容	・端末には、外部媒体へのデータ出力を制御するためのソフトウェアを導入し、データの外部媒体出力は、予め管理者が当該ソフトウェアによって承認処理を行った場合にのみ可能とする。データ持ち出しに使用する電子媒体(USBメモリ等)は、施錠管理する保管場所に保管し、持出管理を行い、記録デーについては、処理後直ちに消去し、消去したことを複数名で確認する。・システム起動に必要なソフトウェアは、端末を限定し、操作に必要なID、パスワード管理することにより、操作権限のない者による不正な操作を防止している。
	(選択肢) ( 十分である ) ( はたわち われている ) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
リスクへの対策は十分か	L

3. 特	定個人情報の使用								
リスク	1: 目的を超えた紐付け	ナ、事	務に必要のなり	い情報との紐	l付けが行	われるリスク			
宛名3 の内容	ンステム等における措置 ド					セスできないよう,アク いて管理する特定個			
	で使用するその他のシス おける措置の内容	_							
その他	也の措置の内容	_							
リスク	への対策は十分か	[	十分で	である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 3) 課題が残されて		)十分である	
リスク	2: 権限のない者(元職	員、	アクセス権限の	ない職員等)	)によって		スク		
ユーサ	<b>デ認証の管理</b>	[	行っている	]		<選択肢> 1) 行っている	2	)行っていない	
	具体的な管理方法	①正て②失到2・・・・3・覧・4・ル・・名・を5・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ 発管に対している。 ・ 対している。 ・ がしいる。 ・ がしいる。 ・ がしいる。 ・ がしいる。 ・ がしいる。 ・ がしいる。 ・ がしいる。 ・ がし、 ・ がしる。 ・ がしいる。 ・ がしいる。 ・ がしいる。 ・ がしいる。 ・ がしいる。 ・ がしいる。	規一 もこ管が効設使イでるで、テ情約 異素アルリ 職ザ 上失理にし定用でですで、テ情約 番務イの扱員口 とす 人場し記建書用部へ保に アのが利取う にって にる にんじい のよ にない はいい はい は	ー 一づ でう しより には期リへさ関務 ストミング でき あに て速い 成覧間スのせす上 ロ抑に退外に情 がて 発や定 しで中クデるる知 ゲ止製室外に特 がて 行か期 必きは 一際研り 管し製管剱	受システム担当者が一点システム担当者が一点を表している。 いる。 している。 して情報システム担当 的にに新たなパは、 のよりではいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 は制する。 でいる。 でいるり、 でいるり、 でいるり、 でいるり、 でいるり、 でいるり、 でいるり、 でいるり、 でいるり、 でいるり、 でいるして、 でいるして、 でいるして、 でいるして、 でいるして、 でいるして、 でいるして、 でいるして、 でいるして、 でいるして、 でいるして、 でいるり、 でいるり、 でいるり、 でいるり、 でいるり、 でいるり、 でいるり、 でいるり、 でいるり、 でいるして、 でいる、 で	- 元 で ボロ に で で で で で で で で で で で で で で で で で で	には、有効期限を設定し、期に権限を削除する。 必要がある。 きる仕組みとしている。また 起票用のデータ(CSVファミ も出せないようにしている。 引する条項を含む承諾書に 場合には特定可能であるこ 限定されている。	限関イを
アクセ 管理	·ス権限の発効・失効の	[	行っている	]		<選択肢> 1) 行っている	2	)行っていない	
	具体的な管理方法		ウセス権限の発 事異動等に伴し			らされた職員が行う。 っている。			
アクセ	ス権限の管理	[	行っている	]		<選択肢> 1) 行っている	2	)行っていない	
	具体的な管理方法	アク	セス権限につい	ヽては、、定其	期的に点材	食を行い,修正を行っ	ている。		
特定個	固人情報の使用の記録	[	記録を残	している	]	<選択肢> 1)記録を残している	<u> </u>	)記録を残していない	
	具体的な方法	シス	テムの操作ログ	ゲについて, i	記録してに	いる。			
その他	也の措置の内容	_							
リスク	への対策は十分か	[	十分で	である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 3) 課題が残されて	 いる 2	) 十分である	

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク						
リスクに対する措置の内容	職員に対し、個人情報保護の重要性を認識させ、業務外での情報収集の禁止等の指導を徹底すること により、事務外の使用を防止している。 操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することにより、コンプライア レスの意識を高め、事務外での使用を防止している。					
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
リスク4: 特定個人情報ファイ	ルが不正に複製されるリスク					
リスクに対する措置の内容	・端末には、大量複製につながるUSBメモリ等の使用について、外部媒体へのデータ出力を制御するためのソフトウェアを導入し、データの外部媒体出力は、管理者が当該ソフトウェアによって承認処理を行った場合にのみ可能とする。 ・データ持ち出し時に使用する電子媒体(USBメモリ)は、施錠管理する保管場所に保管し、持出管理を行う。					
リスクへの対策は十分か	【選択肢> 【 十分である 】 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						

4. 特定個人情報ファイル(	の取扱いの委託			[ ]委託しない	
委託先による特定個人情報の 委託先による特定個人情報の 委託先による特定個人情報の 委託契約終了後の不正な使用 再委託に関するリスク	)不正な提供に関するリス )保管・消去に関するリス	スク			
情報保護管理体制の確認	委託契約書に「個人情 ことを受託者に課してい		ヽて遵守することを記載し	ており,その実施状況を検査し報告	<del>i</del> する
特定個人情報ファイルの閲覧 者・更新者の制限	[ 制限してい	いる ]	<選択肢> 1)制限している	2) 制限していない	
具体的な制限方法	ユーザーID、パスワー	ド、磁気・ICカード	等で正当なアクセス権を	有する者であると識別する。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	こ 記録を残して	[[ [ [ [ [ [ [ [ [ [ [ [ [ [ [ [ [ [ [	<選択肢> 1) 記録を残している	2)記録を残していない	
具体的な方法	特定個人情報ファイル	の利用・出力状況			
特定個人情報の提供ルール	[ 定めてい	る ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない	
委託先から他者への 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	課された全ての義務を	再委託先に課す	ものである場合に限り、再	的の内容が、委託契約により委託免 事委託の許諾を行う。また、個人情報に基づき、必要があれば柏市職員	報保
委託元と委託先間の 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	法等の関係法令の遵守製の禁止④情報の返去 求めへの応諾⑦漏えし 状況の報告⑨その他村	守②秘密の保持・ 即、消去、廃棄・役 い等事案に係る損 自市個人情報保証 う為の契約解除事	取扱区域外への情報持な 注業員の特定⑤従業員へ 対象の賠償⑧再委託の条付 養条例等に基づき職員が	する特記仕様書」を提示する。①番 6出しの禁止③目的外利用の禁止 の監督及び教育⑥市の検査、報告 牛、再委託先に対する監督とその原 実施する措置に準じた措置の実施 おいて、ルールが遵守されているこ	·複 fの 履行 ⑪特
特定個人情報の消去ルール	[ 定めてい	る ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない	
ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	る。・特定個人情報が 可能な手段を採用する 合、容易に復元できない は廃棄の項において、 応じることを定めている	記録された機器及 。・特定個人情報 い手段を採用する 廃棄方法や、事前 る。・委託契約の報	及び電子媒体等を廃棄す 服ファイル中の個人番号3 る。・個人情報保護に関す 前に書面で承認を得ること 服告条項に基づき、定期8	溶解等の復元不可能な手段を採用る場合、物理的な破壊等により、復 えは一部の特定個人情報を削除する特記仕様書の、提供資料の返還 、廃棄完了後の報告、柏市の立会 対に特定個人情報の取扱いについ 的市職員が現地調査することも可能	夏元不 ○る場 ②又 会いに て書
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めてい	る ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない	
規定の内容	特定個人情報等に係る	る安全管理措置 <i>の</i>	Dとおり		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 十分に行って	ている ]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っ 3)十分に行っていない	っている 2) 十分に行っている ハ 4) 再委託していない	
具体的な方法	業務の全部又は主要語	部分を第三者に委	<b>き託できないよう制限をか</b>	けている。	
その他の措置の内容	_				
リスクへの対策は十分か	[ 十分であ	る ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている		
特定個人情報ファイルの取扱	いの委託におけるその位	他のリスク及びそ			

5. 特瓦	≧個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネット	ワークシステム	を通じた提供を除く。)	[〇]提供・移転しない		
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク							
特定個記録	人情報の提供・移転の	[	]	<選択肢> 1) 記録を残している	2)記録を残していない		
	具体的な方法						
特定個関するル	人情報の提供・移転に レール	[	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない		
<i> </i>	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 去						
その他	の措置の内容						
リスクペ	への対策は十分か	[	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である		
リスク2	2: 不適切な方法で提供	せ・移転が行われるリスク					
リスクに	こ対する措置の内容			_ N3 LT 04 S			
リスク~	への対策は十分か	[	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である		
リスク3	3: 誤った情報を提供・	多転してしまうリスク、誤っ	た相手に提供・	移転してしまうリスク			
リスクに	に対する措置の内容						
リスクペ	への対策は十分か	[	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である		
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							

6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[ ]接続しない(入手)	- [	]接続しない(提供)				
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク								
リスクに対する措置の内容	【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ①情報照会機能により、情報提供ネットワー 行と照会内容の照会許可用照合リストとの ワークシステムから情報提供許可証を受制 められた情報連携以外の照会を拒否する。 でいる。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機 実施した職員、時刻、操作内容の記録が算 イン連携を抑止する仕組みとなっている。	- 一クシステムに情報照会を行り照合を情報提供ネットワーク 関してから情報照会を実施する機能を備えており、目的外提 能では、ログイン時の職員認	システ. ることに 共やセ= 証の他!	ムに求め,情報提供ネット なる。つまり,番号法上認 キュリティリスクに対応し に,ログイン・ログアウトを				
リスクへの対策は十分か	し 十分である 」	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) +	-分である				
リスク2: 安全が保たれない	方法によって入手が行われるリスク							
リスクに対する措置の内容	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置>中間サーバは、個人情報保護委員会とのシステムを使用して、情報提供用個人識別入手するため、正確な照会対象者に係る特	協議を経て,総務大臣が設置 川符号により紐付けられた照会	≩対象者	<b>肾に係る特定個人情報を</b>				
リスクへの対策は十分か	[ 一一方である ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) +	-分である				
リスク3: 入手した特定個人情	青報が不正確であるリスク							
リスクに対する措置の内容	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置>中間サーバは、個人情報保護委員会とのシステムを使用して、情報提供用個人識別入手するため、正確な照会対象者に係る特	協議を経て,総務大臣が設置 川符号により紐付けられた照会	対象者	<b>斉に係る特定個人情報を</b>				
リスクへの対策は十分か	L	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) +	-分である				

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク						
リスクに対する措置の内容	く中間サーバ・ソフトウェアにおける措置>・中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している。・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 く中間サーバ・プラットフォームにおける措置>・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。・中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。					
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
リスク5: 不正な提供が行われ	れるリスク					
リスクに対する措置の内容	く中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受信し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。・特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。					
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
リスク6: 不適切な方法で提供	共されるリスク					
リスクに対する措置の内容	く中間サーバ・ソフトウェアにおける措置>・セキュリティ管理機能(暗号化・復号機能と鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受信した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 く中間サーバ・プラットフォームにおける措置>・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。・中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。					
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク							
リスクに対する措置の内容	〈中間サーバ・ソフトウェアにおける措置〉・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受信した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。・情報提供データベースでのインポートデータ」の形式チェックと接続端末の画面表示等により、情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。						
リスクへの対策は十分か	<選択肢>   <選択肢>   1)特に力を入れている 2)十分である   3)課題が残されている						

#### 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

〈中間サーバー・ソフトウェアにおける措置〉

- 1)安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク
- ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。
- 2)入手した特定個人情報が不正確であるリスク
- ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。
- 3)入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク
- ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している。
- ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。
- ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。
- ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能ではログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- 4)その他のリスク
- ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ,情報提供用個人識別符号を用いることがシステム担保されており,不正な名寄せが行われるリスクに対応し ている。

⑦バッ	クアップ	[	十分に行っている	]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 3)十分に行っていない	る 2) 十分に行っている
<ul><li>⑧事品</li><li>知</li></ul>	女発生時手順の策定・周	[	十分に行っている	]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 3)十分に行っていない	る 2) 十分に行っている
機関に	53年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[	発生なし		<選択肢> 1)発生あり	2) 発生なし
	その内容	_				
	再発防止策の内容	_				
⑩死者	<b>皆の個人番号</b>	[	保管している	]	<選択肢> 1) 保管している	2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存和	皆の個人番号と死者の	個人番号を	区別しないため、生存者の個人	番号と同様の管理を行う。
その他	也の措置の内容					
リスク	への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク	2: 特定個人情報が古い	, 情報	のまま保管され続ける	リスク		
リスク	に対する措置の内容				, 住基及び住民登録外者の異重 服のまま保管され続けるリスクは	が情報を取得し、内部番号を基に は存在しない。
リスク	への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク	3: 特定個人情報が消	去され <sup>・</sup>	ずいつまでも存在する!	Jスク		
消去哥	<b>手順</b>	[	定めている	]	<選択肢> 1)定めている	2) 定めていない
					。文書として管理しない特定個/ いよう裁断の上,廃棄する。	人情報が記録される作業用の帳
	手順の内容	データ	ヾメントクラウドにおける なの復元がなされないよ にしたがって確実にデ	う、クラウド		、ISO/IEC27001等に準拠したプ
その他	也の措置の内容					
リスクへの対策は十分か		[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
特定個	固人情報の保管・消去に	おける	その他のリスク及びその	のリスクに対	対する措置	

#### Ⅳ その他のリスク対策※

	11						
1. 監	1. 監査						
①自i	马点検 	[	十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
	具体的なチェック方法				されているか,年に1回以上部署内にてチェックする。チェックの なった際は,速やかに問題究明にあたり,是正する。		
②監	<u></u>	[	十分に行っている	]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない		
	具体的な内容	くガバ; ガバメン ドサービ	メントクラウドにおけるキ トクラウドについてはエ 、スから調達することと	昔置> 攺府情報: しており、	えて安全管理体制等を改善する。 システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウ ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監 る監査を行うこととしている。		
2. 彼	・ 業者に対する教育・	<b></b>					
従業	者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない		
	具体的な方法	<ul><li>・eラーニーに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	」な個人情報保護に関するを行った者に対して」な研修として、情報セジンで、所属長等についまではないが無く第三者へ扱いことでリスクを抑制してサーバー・プラットフォー規則等に基づき、中間で、研修等を実施するこ	コリティ研研を 管理者を する、は、 もュリテラー と としる。 ドーレー ととしていい ととしていい ととしていい。	をを行っている。 指名し、随時指導・啓発を行っている。 の受講を積極的に受講している。 指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 を担当する職員については、年に1回以上庁内の集合研修を実 ーニングによる情報セキュリティ研修を受講している。 合の罰則(懲役や罰金など)を定めており、研修等により周知・ ける措置> ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セ		

#### 3. その他のリスク対策

<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するよったよる。 るものとする。

具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

### V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求							
①請求先		郵便番号277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号 柏市総務部行政課					
②請求方法		指定様式を定め書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。					
	特記事項	任意の書式においても記載事項を網羅していれば、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。					
③手数料等		[ 無料 ] <選択肢> (手数料額、納付方法: ) (手数料額、納付方法: )					
④個人情報ファイル簿の公表		[ 行っていない ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない					
	個人情報ファイル名						
	公表場所						
⑤法令による特別の手続							
⑥個人情報ファイル簿への不 記載等							
2. 特定個人情報ファイルの		の取扱いに関する問合せ					
①連絡先		「1. ①請求先」と同じ					
②対応方法		・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、関係先等に事実確認を行うための標準的な処理期間を設ける。					

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価						
①実施日	令和7年5月19日					
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)					
2. 国民・住民等からの意見の聴取						
①方法	郵便, ファクシミリ, 柏市ホームページ(電子申請システム), 直接持参による提出					
②実施日·期間	令和7年6月2日(月)から令和7年7月2日(水)まで					
③期間を短縮する特段の理 由						
④主な意見の内容	意見はありませんでした。					
⑤評価書への反映						
3. 第三者点検						
①実施日						
②方法						
③結果						
4. 個人情報保護委員会の	4. 個人情報保護委員会の承認 【行政機関等のみ】					
①提出日						
②個人情報保護委員会による審査						

#### (別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
221	<b>7</b> 1	<b>文</b> 人的************************************	<b>文文数</b> が1046	NETH MAN	DEM MIC DE OBLO